特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律 (化学物質排出把握管理促進法)に基づく排出量等の集計結果(平成21年度実績)について

このたび国(環境省・経済産業省)において、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(化学物質排出把握管理促進法)に基づく排出量等の集計結果(平成 21 年度実績)」が、公表されました。本県の概要については、次のとおりです。

1 届出状況

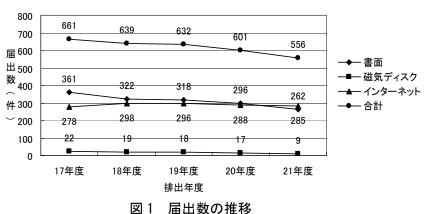
(1) 届出数

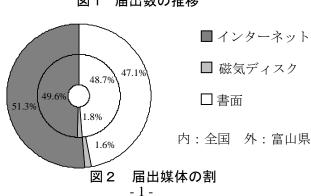
本県における届出数の推移は表1のとおりです。21年度分の届出数は556件で20年度より45件減少しました。これは、廃業のほか対象化学物質の年間取扱量が減少し、届出の要件に満たない事業者が増加したためと考えられます。

届出媒体別では、書面による届出は 262 件 (47.1%) で、電子媒体による届出は 294 件 (52.9%) でした。電子媒体による届出は 20 年度より 2.2 ポイント増加するとともに、全国平均 (51.4%) を上回っていました。

	排出年度	富山県					全国
届出媒	体	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	21 年度
	事 面	361	322	318	296	262	18, 563
電子	磁気ディスク	22	19	18	17	9	671
媒体	インターネット	278	298	296	288	285	18, 907
計		661	639	632	601	556	38, 141

表1 届出数の推移





(2) 市町村別届出数

市町村別届出数については表2のとおりで、富山市が201件で最も多く、次いで高岡市が94件となっており、この2市で県内の届出の約半数を占めていました。

			,,,,
市町村名	届出数	市町村名	届出数
富山市	201 (-21)	舟 橋 村	1 (±0)
高岡市	94 (-5)	上市町	11 (-1)
魚津市	28 (-1)	立山町	8 (±0)
氷 見 市	20 (+1)	入 善 町	13 (±0)
滑川市	20 (-4)	朝日町	6 (-1)
黒部市	$26 \ (\pm 0)$	計	556 (-45)
砺 波 市	21 (-6)		
小矢部市	19 (-2)		
南砺市	29 (-4)		
射水市	59 (-1)		

表 2 市町村別届出数

(件)

(3) 業種別届出数

業種別届出数(上位5業種)については表3のとおりで、燃料小売業(ガソリンスタンド等)が239件と最も多く、次いで化学工業46件、金属製品製造業39件の順となっていました。

17 年度	17 年度 18 年度		20 年度	21 年度	
燃料小売業			燃料小売業	燃料小売業	
293 件(44.3%)			269 件(44.8%)	239 件(43.0%)	
化学工業 ※1	化学工業 ※1	化学工業 ※1	化学工業 ※1	化学工業 ※1	
48件(7.3%)	47 件(7.4%)	46 件(7.3%)	45 件(7.5%)	46件(8.3%)	
金属製品製造業	金属製品製造業	金属製品製造業	金属製品製造業	金属製品製造業	
43 件(6.5%)	42 件(6.6%)	41 件(6.5%)	40 件(6.7%)	39 件(7.0%)	
下水道業 下水道業 33 件(5.0%) 33 件(5.2%)		下水道業	下水道業	下水道業	
		33 件(5.2%)	33 件(5.5%)	33 件(5.9%)	
自動車整備業	自動車整備業	自動車整備業 22 件(3.5%)	自動車整備業	電気機械器具製造業 ※2	
32 件(4.8%)	27件(4.2%)	プラスチック製品製造業 22 件(3.5%)	21 件(3.5%)	22件(4.0%)	

表3 業種別届出数(上位5業種)

^{※ ()} 内は対前年度増減数

^{※1} 塩製造業、医薬品製造業、農薬製造業を含む。

^{※2} 電子応用装置製造業、電気計測器製造業を含む。

2 排出量・移動量の集計結果

(1) 届出排出量・移動量

事業者から届出のあった排出量及び移動量の 推移は表4のとおりで、21年度は6,541tで、20 年度より439t減少していました。また、全国の 排出量・移動量の1.9%を占めていました。

その内訳は、大気、公共用水域などの環境への 排出量が 1,888t (28.9%)、廃棄物等への移動量 が 4,654t (71.2%) と、排出量・移動量とも減 少傾向にありました。

(t) ■大気 ■公共用水域 □廃棄物等 10,000 7,142 7,147 7,698 6,980 6,541 8,000 6,000 5,126 4,273 4,846 4,714 4,654 4,000 190 166 206 202 193 2,000 2,679 2,404 2,366 2,065 1,694 0 17年度 18年度 19年度 20年度 21年度

図3 届出排出量・移動量の推移

表 4 届出排出量・移動量の推移

(単位: t)

	富山県						
			全国				
		17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	21 年度
排出量	大 気	2,679 (37.5%)	2, 404 (32. 4%)	2, 366 (30. 7%)	2,065 (29.6%)	1, 694 (25. 9%)	155, 907 (44. 2%)
	公共用水 域	190 (2. 7%)	166 (2. 2%)	206 (2. 7%)	202 (2.9%)	193 (3.0%)	8, 615 (2. 4%)
	土壤	_	_			-	463 (0.1%)
	埋立						11, 126 (3. 2%)
	小 計	2,869 (40.2%)	2, 570 (34. 6%)	2, 572 (33. 4%)	2, 267 (32. 5%)	1,888 (28.9%)	176, 110 (50. 0%)
移動量	廃棄物	4, 273 (59. 8%)	4, 842 (65. 3%)	5, 122 (66. 5%)	4, 711 (67. 5%)	4, 652 (71. 1%)	174, 824 (46. 9%)
	下水道		(0.1%)	(0.1%)	(0.1%)	(0.1%)	1, 421 (0. 4%)
	小 計	4, 273 (59. 8%)	4, 846 (65. 4%)	5, 126 (66. 6%)	4, 714 (67. 5%)	4, 654 (71. 2%)	176, 244 (50. 0%)
<u>{</u>	計	7, 142	7, 417	7, 698	6, 980	6, 541	352, 354

[※] 四捨五入により、合計値が一致しない場合があります。

(2) 排出先別排出量と上位5物質

届出排出量の内訳を排出先別にみると、図4のとおり大気への排出量が 90%と大半を占めており、公共用水域への排出量は 10%でした。

また、届出排出量の内訳を物質別にみると、大気への排出量の上位を占める物質は、合成原料や塗料、接着剤などの溶剤として幅広く使用されている「トルエン (665t)」及び「キシレン (268t)」、主に金属洗浄などに使用される「ジクロロメタン (342t)」であり、この3物質で大気への排出量の約4分の3を占めていました。

公共用水域への排出量の上位を占める物質としては、「ほう素及びその化合物 (63t)」、「ふっ化水素及びその水溶性塩 (45t)」、「マンガン及びその化合物 (24t)」及び「亜鉛の水溶性化合物 (12t)」であり、いずれも下水道業からの排出量が大きな割合を占めています。また、この 4 物質で公共用水域への排出量の約 4 分の 3 を占めています。

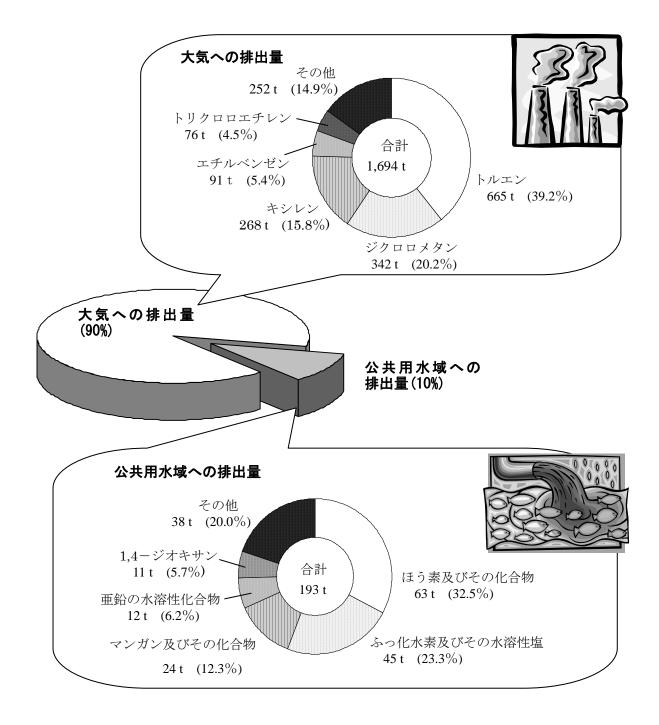


図4 届出排出量の内訳(上位5物質)

※ 四捨五入により、合計値が一致しない場合があります。

(3) 届出外排出量及び総排出量(推計値)

国では、届出対象外の事業所や自動車、家庭等からの排出量を推計し、「届出外排出量」として 公表を行っています。富山県及び全国における推計結果は表5のとおりです。 県内の届出外排出量は 3,227 t であり、届出排出量と合計した総排出量は 5,114 t で、全国の 1.2%を占めていました。

表 5 届出排出量及び届出外排出量

(単位: t)

	届出		排出量				
	排出量	対象業種1)	非対象業種2)	家庭	移動体3)	小計	合計
富山県	1,888	402	1, 489	520	816	3, 227	5, 114
	(36.9)	(8.3)	(29. 1)	(10.2)	(15.9)	(63.1)	(100)
全国	176, 110	40, 391	87, 357	53, 335	83, 820	264, 903	441,013
	(39.9)	(9.2)	(19.8)	(12.1)	(19. 0)	(60. 1)	(100)

- 1) 対象業種を営む事業者からの排出量であるが、従業員数、取扱量で届出対象とならないもの
- 2) 対象業種以外の事業者(農林漁業、サービス業)からの排出量
- 3) 自動車、二輪車等からの排出量
- ※ () 内は排出量合計を占める割合(%)です。四捨五入により、合計値が一致しない場合があります。

<参考>

(1) 施行令の改正等について

平成 20 年 11 月に化学物質排出把握管理促進法施行令が改正され、表 6 のとおり対象化学物質の見直し(追加・削除)及び対象業種の追加(医療業)が行われました。

改正後の PRTR 制度については、平成 22 年 4 月 1 日に施行されており、<u>平成 22 年度からは新規</u> 対象物質(462 物質)において排出・移動量を把握し、平成 23 年度から届け出る必要があります (表 7)。

また、平成23年度から「第一種指定化学物質の排出量及び移動量の届出書」による届出事項として、「移動先の下水道終末処理施設の名称」、「廃棄物の処理方法」及び「廃棄物の種類」が追加されます。

項目 新規(見直し後) 現行 第一種指定化学物質 354 物質 462 物質 うち特定第一種 対象化学物質 12 物質 15 物質 指定化学物質 第二種指定化学物質 81 物質 100 物質 対象業種 23 業種 24 業種 (医療業追加)

表6 改正の内容

表7 移行スケジュール

22 年度

新規物質で把握

(含 医療業)

届出

新規対象化学物質に基づき

作成された MSDS

23 年度

新規物質で把握

(含 医療業)

届出

(2) その他

年度

MSDS

PRTR

把握

届出

国の公表資料や施行令改正の内容等については、次のホームページをご参照ください。

・環境省 http://www.env.go.jp/chemi/prtr/risk0.html

21 年度

現行物質で把握

現行対象化学物質に基づき

作成された MSDS

·経済産業省 http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/index.html